

## 第7回島田市自治基本条例制定委員会 会議要録

### 【日時】

平成29年11月7日（火）9：35～10：30

### 【場所】

島田市役所 3階 市長応接室

### 【出席者】

制定委員：染谷市長、牛尾副市長、萬屋副市長、鈴木市長戦略部長、眞部危機管理部長、杉村地域生活部長、横田川健康福祉部長、孕石こども未来部長、北川産業観光部長、大村都市基盤部長、北川行政経営部長、畑教育部長、今村病院事務部長、鈴木議会事務局長

濱田教育長は欠席

事務局：地域づくり課 小澤課長、藪崎補佐、友野主査

### 【内容】

#### 1 開会

#### 2 地域づくり課長あいさつ

#### 3 協議

##### (1) パブリック・コメント回答（案）について

パブリック・コメントへの回答案を事務局から説明し、内容について協議を行った。協議結果を踏まえて回答案を修正し、市長の決裁の後に公表する方針が了承された。

#### ○制定委員からの意見

事務局：1番から25番は賛成の意見への回答である。26番から31番は自治基本条例の必要性に関する意見への回答である。

A委員：26番の回答の「行政が停滞するわけではない」の箇所だが、自治会一つとっても住民の高齢化で役員のなり手がなかったり、川ざらいも皆できなくなったりと課題が色々あって、新しいやり方を見つけないと行政はもたなくなっているわけで、この表現だとあってもなくても変わらないと捉えられてしまう。そうではなく、将来、市民ニーズを十分に満足させるのが難しくなっていく中で、これからは市民全員がここに住んでいるみんなを支えていく仕組みに

変えていこうということを訴えないと説得力がないと思う。

B委員：冒頭表現を「本条例は行政の停滞を防ぐために制定するものではなく」とし、次の「より良い島田市を・・・継承していくことが必要との考えから制定するものです」との表現はどうか。先ほどの意見については、そのとおりだと思うが、静岡市では周知もされていなくて他市に見劣りするという意見に対する回答との整合を踏まえ、そういう視点ではないと言っておいて、続けて回答していくほうがよいのではないか。

A委員：全体のバランスを見て判断するのなら、それでいいと思う。条例に反対している人たちも人口減少や高齢化の進行などの問題認識は私たちと変わらないと思う。それらの課題解決に向けどうするのが良いと思うのか示してもらわないと議論にならない。

B委員：3段落目の冒頭に「現下の社会情勢や将来動向を踏まえ」という表現を入れたらどうか。その段落の「それを誰もが知っていることが必要であり」は直前の表現と意味が重複するので削り、4段落目の「10年、20年で結果を出すのではなく」は、人口減少、高齢化など喫緊の課題もあるわけで、削って前後の文章をつなげたらどうか。

C委員：「現下の」が少子高齢化や人口減少を指すのであれば、前例を引っ張る意味で「このような」と表現してみてもは。

事務局：32番と33番は、一部の政党が主張する条例のデメリットに関し、島田市の条例案がどう対応しているか説明を求める意見に対する回答である。

A委員：33番の意見に条例を作ると職員も働きにくくなるという訴えの箇所がある。市民からの声が多くなれば対応が大変になることもあるかと思うが、長く見れば行政も楽になるはず。33番のような極端な意見とは議論がかみあうこともないわけで、原点に戻って市民を巻き込んでやっていかなければならないと改めて思った。市内には色々な活動をしている団体があり、そういう人たちに集まってもらって議論してもらっても考えられるかと思う。

事務局：60番と61番は前文に関する意見で、記述の追加を求める内容である。

A委員：まちづくりへの参加を強制するわけではないが、61番の意見にも「地方分権の進展や少子高齢化・人口減少社会の到来などにより、成長と拡大を基調としてきた社会の仕組みや制度からの転換が求められている」とあるように、なぜ協働のまちづくりが必要か、例えば高齢者が在宅で療養して自宅で看取りということにでもなれば地域の支援が必要なわけで、高度成長期で人口も税収も増えて行政に任せておけば何でも対応できた時代ではなくなってきたということについて、市民に納得してもらえる説明を前文のどこかに記述すべきだと思う。解説書などで人口動態、高齢者の人数、通勤・通学で入ってきている人数などを解説することも、市民に理解していただく上で必要なのかと思う。

B委員：これまでの議論で、逐条解説にそういった説明を入れることになっている。

事務局：77番は市民等の範囲に関する意見で、「誰もが住みよい島田をつくるための活動」を主張して市政運営に外部の団体等が介入してくることを懸念する意見に対する回答である。

A委員：議会での答弁は、がれき処理のときの対応を念頭に、普段は全く島田市に関係のない人が特定の問題だけで島田市に来て声を上げるということは該当しないという趣旨である。

事務局：81番は、報酬の観点から市民にとって不公平ではないかという意見に対する回答である。

B委員：基本的にはこれでいいと思うが、そもそも報酬の話じゃないのではないかと思う。統治機構は、主権（ここでは自治権）と生存と繁栄を保証するためにあり、自治権を守っていくためには行政にしかできないことがある。それを市民の負託を受けて行い報酬を得ているのであって、協働に関して報酬という話ではないと思う。市民との協働でやること以外に、権限のある行政でしかできないこともあるということを理解してほしい。

A委員：まちづくりについては、報酬ではなく、まちづくり支援事業交付金のように事業を支援する仕組みもあり、そちらを活用してもらおうということも考えられる。報酬ではないが、まちづくりに対し何ら財政的な支援がないわけではない。

事務局：125番から127番は、協働のまちづくり推進委員会に関する意見である。焼津市自治基本条例の推進委員会の運営を参考にした回答である。

A委員：焼津市の委員会は何人構成か。

事務局：10人である。

A委員：これについては、5人ではなく大幅に変えようと以前言ったと思う。この委員会は調査審議だけではなく、行動する委員会にしなければいけないと思う。ここがエンジンとなって動いていかなければならない。委員の人数についてもそのように調整していかなければならない。

事務局：条例施行後は、当面意識の醸成を中心に行うものと考えていたが、最初の段階から積極的に活動すべきということか。

A委員：欠席する委員を考慮すれば10人でも20人でもよいのではないか。

事務局：焼津市は、推進委員会の下に実行委員会を組織して、まちづくり市民集会を開催する手法を取っている。

A委員：実行委員会を組織するのはいいが、行動する推進委員会にするためには、得意分野を持つ人を集めなければエンジンにならない。行政が実行委員会を作るのではなく、推進委員会の委員に実行委員会を組織してもらうようにしなければ。

事務局：焼津市では庁内に推進員を設置し、全職員が経験するようにして、実行委員会にも加わるような仕組みにしている。

A委員：職員のやり方は色々あっていいと思う。行動する推進委員会であるならば、人数も必要だし、市民活動を積極的にやっている人を入れないと、動いていけないと思う。いくつも団体に声をかけて、やってくれるという人を入れていくということも一つの手だと思う。

事務局：委員会は報酬を伴うものなので、核となる委員は少数精鋭がいいのではないかと考えているが、実行委員会は無報酬のボランティアでもいいと思う。

A委員：いずれにしても、行動する推進委員会にしないと、その下の実行委員会も行政が面倒をみることになると思う。それでは上手くいかないので、自分ごととしてやってくれる人に委員に入ってもらいたい。

D委員：行動する推進委員会の趣旨も理解できるが、この条例は客観性を持たせて仕組みづくりをしていくものでいいかと思っている。議会でも成果の検証をどうするのかといった意見があるが、それは総合計画に施策として位置づけることにして、条例とは分けて考えたほうがよいと思う。踏み込んで、個別の事業条例のようにするよりは、客観的なルールブックという位置づけの方が馴染むと思う。

事務局：その趣旨で、121番の意見に対し、「総合計画に掲載した事業の成果に関する規定は、島田市総合計画の策定等に関する条例で定めるべきであり、既に定めています」と回答している。

A委員：意見は理解した。趣旨は先ほど述べたとおりで、市民が動き出していけるような仕掛けは必要だと思うが、そこまで明記する必要がないということであるならば、先ほどの意見は取り下げることにする。なぜそれが必要かということが分かるように伝えていくことが重要だと思う。

C委員：制定後の話なので、踏み込んでいいところもあると思うが、上手く文章表現してほしい。

## (2) 当面の作業スケジュールについて

11月中にパブリック・コメントの回答を公表するよう作業を進め、次回(12月19日)の制定委員会で条文の修正案について協議することを確認した。

### ○制定委員からの意見

なし

### 4 その他

なし

### 5 閉会